

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

## 【背景】

- 厚生労働省は、平成 30 年に「食事体制加算等に関する実態調査」を実施。  
実態調査の結果等を踏まえると、次回の報酬改定での①障害福祉サービスの食事提供体制加算・障害児通所支援の食事提供加算の廃止、②障害福祉サービス・障害児通所支援の送迎加算の引下げが見込まれ、現場が不安を感じており、①障害福祉サービスの食事提供体制加算・障害児通所支援の食事提供加算の存続、②障害福祉サービス・障害児通所支援の送迎加算の引下げ阻止・さらなる拡充について、障害者団体から強い要望が出ている。
- ⇒① 障害福祉サービスの食事提供体制加算・障害児通所支援の食事提供加算の廃止により、調理員等の人件費の確保が困難となり、食事提供の廃止につながりかねない。また、利用者の所得水準が改善されない中で、これらの加算が廃止されることは、障害者等にとって過重な負担となる。
- ⇒② 障害福祉サービス・障害児通所支援の送迎加算の引下げにより、送迎サービスが縮小・廃止されることとなれば、障害者等の障害特性や地方の交通事情を踏まえると、障害者等の通所は困難となる。



## 【改正の概要】

### 一 食事提供体制加算・食事提供加算関係

障害福祉サービスの食事提供体制加算・障害児通所支援の食事提供加算について、障害者の所得の状況等に鑑み、当分の間、各加算が廃止されないよう、又は各加算の算定基準が現在のものに比べ、その全部又は一部が利用者に不利な内容のもの（※）とならないよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定を設ける。

※ ①食事提供体制加算・食事提供加算により算定される費用の額が引き下げられるもの、②食事提供体制加算・食事提供加算の算定の要件が利用者に対する食事の提供を制限することとなるものをいう。

### 二 送迎加算関係

送迎加算について、障害者が障害福祉サービス等を受ける機会を確保する必要性に鑑み、当分の間、送迎加算の算定基準が現在のものに比べ、その全部又は一部が利用者に不利な内容のもの（※）とならないよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定を設ける。

※ ①送迎加算により算定される費用の額が引き下げられるもの、②送迎加算の算定の要件が利用者に対する送迎の提供を制限することとなるものをいう。

### 三 施行期日

公布の日から施行。